

年 少 労 働 の 現 状

昭 和 35 年 9 月

労 働 省 婦 人 少 年 局

は し が き

「年少労働の現状」は昭和34年8月にはじめて刊行されましたが、前年に引き続いて、昭和34年の年少労働の現状をここにお送りいたします。

経済界の好況の波にのつて、年少者の雇用市場は拡大し、ことに新規学校卒業者については、求職者をはるかに上廻る求人があり、小、零細企業では深刻な求人難さえ見られました。このような状況のもとで、いきおい年少者の労働条件の向上や福祉対策への関心も高まり、長らく要望されていた中小企業退職金共済制度、最低賃金制度等も34年中に実施の運びとなつたほか、中小企業団体等における年少労働者福祉員の活動も、漸く活発になつてきました。しかし、年少者は心身とも未成熟のうちに、学窓から社会へ、農村から都会へと激しい環境の変化に適応することを要求されているので、その労働条件や労働環境はもとより、生活全般にわたつて一層適切な配慮を必要としています。不本意ながら現在働く年少者のおかれている状態はかならずしも満足なものとはいひ難く、また、ますます増加する勤労青少年の犯罪等もゆるがせにできないものがあります。

本小冊子は、こうした現状を鳥かん(瞰)するために、総理府統計局労働力調査、労働省毎月勤労統計調査、同労働異動調査、同賃金構造基本調査、文部省学校基本調査、その他の労働統計に基づいて、年少労働の現状をとりまとめたものです。おおかたのご参考になれば幸です。

35 年 9 月

労働省婦人少年局

目 次

は し が き

1. 年少労働者数	1
(1) 年少労働者数の推移	1
(2) 産業部門別就業状況	3
(3) 適用事業場に働く年少者	4
2. 新規中学校卒業者の就職状況	8
(1) 就業状況	8
(2) 職業紹介状況	9
(3) 県外就職状況	12
(4) 両親または片親を欠く生徒の就職状況	13
(5) 年少者の離職状況	14
3. 年少労働者の教育と訓練	17
(1) 職業訓練	17
(2) その他の教育の機会	20
4. 年少労働者の労働条件	23
(1) 労働時間と休日	23
(2) 賃 金	27
5. 年少労働者の保護状況	33
(1) 年少労働者に関する労働基準法違反状況	33
(2) 年少労働者の労働災害	33
(3) 週休制の実施状況	37
6. 年少労働者と福祉	39
(1) 福祉施設の設置状況	39

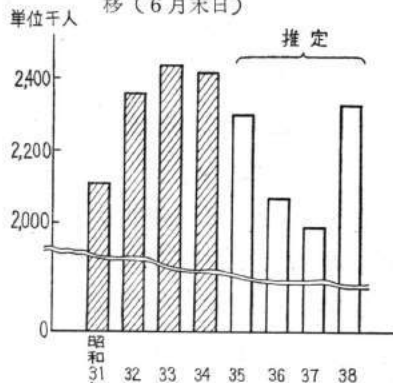
(2) 福祉増進の状況.....	40
(3) 年少労働者福祉員の活動状況.....	43
7. 義務教育課程における長欠就労児童の保護	45
(1) 長欠児童の概況.....	45
(2) 保護状況.....	47
8. 年少労働者と犯罪	48
(1) 少年犯罪の概況.....	48
(2) 自殺、家出の状況.....	51

1. 年少労働者数

(1) 就業年少者数の推移

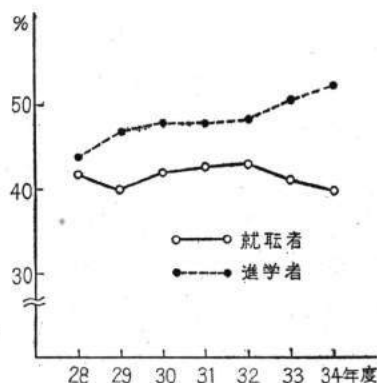
昭和34年度の我が国の就業年少者数は、前年度までの漸増傾向に一応の終止符を打ち、ようやく減少の徴を示してきました。文部省の学校基本調査に基づいて算定したもので、6月末日現在、15才から17才で就業している年少者は、242万5千人（このうち女子は114万人 47%を数える）で、15才～17才人口の41%⁽¹⁾に、また、全労働力人口4,400万の約5%⁽²⁾に相当しています。これは、数のうえでは、前年より約0.5%、1万人の減少ですが、これよりこの傾向は一層激化して、今後3年間は減少の一途をたどり、37年度には、34年度より更に約18%、43万人の減少が予測されています（第1図参照）。このことは、経済界の景気変動とからんで、場合によつては深刻な年少労働者の求人難を招くことも考えられます。

第1図 15～17才年少労働者数の推移（6月末日）



資料出所：文部省学校基本調査報告から算定

第2図 中学校卒業後の進路(推移)



資料出所：文部省学校基本調査報告 (27年～33年) 文部統計速報 No. 90

注(1) 年少者の労働力参加率という。31年 41.6%、32年 42.7%、33年 42.2%

注(2) 15才以上の就労者及び完全失業者の合計。月によつて変動があるので、34年々平均値による。

最近、中学校卒業者の間では、上級学校への進学率が著しく伸び、就業率が低下していますが、(第2図参照)、このため、当該年令人口の過少現象と相まつて、一層就業年少者の減少を招来する傾向にあることは否めません。従つて、年少者の労働力参加率も37年までは低下の方向をたどることが予想されています。我が国ではことに近年学校教育が高度に普及してきた関係で、年少者の就労する割合は低減の方向をたどり欧米の先進諸国

第1表 年少者の労働力参加率

(15才～19才男子)

国名	参加率	年
アメリカ合衆国	44.9%	1950
日本	49.1	1958
フランス	66.9	1958
イギリス	83.9	1951
西ドイツ	84.7	1950

資料出所 第44回ILO総会事務局長報告

と比べても著しく低くなつていきます。第1表は男子の労働力参加率についてのみ比較したものです。女子についてはそれぞれの国の風俗習慣によつて一率に論ずることが難かしいので省略しました。なお、年少者(男子)の労働力参加率は、過去25年の間に、世界各国とも程度の差こそあれ低下の傾向を示してきましたが、こと

(3)
に我が国においては著しい低下のみられたことが指摘されています。労働力参加率が低いことは、それ自体では、教育の普及状態と直接結びつくものではなく、例えば、インドのような後進国において、年少者の雇用市場が狭いために、非常に低い数字を示すこともあります。

次に、年少者のうち失業している者については、調査された数字がなく、また季節によつて相当変動しますが、おおよそ3～5万人程度と推定されます。これは、年少労働力人口の1～2%に相当し、全労働力人口中に占める完全失業者の比率(34年々平均1.3%)より僅かながら上廻る傾向にあるようです。

注(3) 第44回ILO総会(1960)事務局長報告

(2) 産業部門別就業状況

次に、年少者の就業状況を産業部門別にみますと、第1次産業（農林、水産、漁業）就業者の著しい減少と、第2次産業（鉱、建設、製造業）お

第2表 産業部門別年少労働者数

年 産業部門	昭和34年6月		昭和30年6月	
	年少労働者数	構成比	年少労働者数	構成比
第1次産業	千人 479	% 19.7	千人 688	% 33.7
第2次産業	1,244	51.3	837	41.0
第3次産業	604	24.9	444	21.8
その他	99	4.1	71	3.5
計	2,425	100	2,040	100

資料出所 文部統計速報 No. 90 より算出

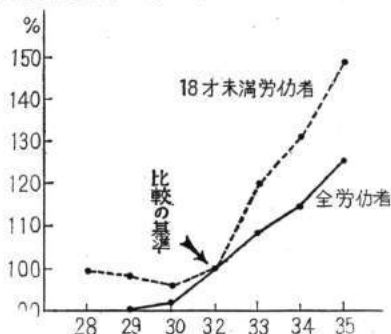
よび第3次産業（卸、小売業、金融、運輸通信、サービス業等）就業者の漸増傾向が近年の特色となつています。これは産業構造の近代化に伴つて現れた現象で、全労働力人口についても全く同様のことが言われるのですが、特に年少者の場合は、この傾向に著しいものがあります。34年には、第1次産業に就業する年少者は約48万で、全就業年少者の僅か20%足らずを占めるに過ぎません。これを30年当時に第1次産業に就業していた年少者数と比較しますと約70%以下に減つています。他方、第2次産業の就業年少者数は30年から34年にかけて、84万から124万に伸び、50%近い増勢をみました。これは、第2次産業部門の中でも、特に製造業就業者の増大によるもので、鉱業と建設業では、むしろ減少ないし横這い状態を示しています。また、第3次産業については、近年生活水準の向上に伴つてサービス業に対する需用が高まる傾向にあるとみられているにもかかわらず、第2次産業における程の伸びがみられないのは、第3次産業自体の発展が鈍化したこと、第2次産業、ことに製造業における雇用力の増強に

よつて、第3次産業の中でも比較的零細な企業で若年労働者を雇い入れることが困難になったことによるものとみられます。それでも、34年には、60万の年少者を数え、30年に比べ36%に相当する16万人の増加を示しています。これをもう少し詳しくみますと、第3次産業に就業する年少者の50%を擁している卸、小売業では、増加の傾向も非常に緩く、ほとんど横這い状態を続けているのに対し、旅館、理容、娯楽、修理業等のサービス業において急速な増加がみられました。34年には、サービス業に従事する年少者は、第3次産業部門の年少者数の40%になっています。従つて、これ以外の金融、保険、運輸通信等の産業に従事する年少者は、その数も僅少なうえ、ほとんど伸びない状態にとどまっています。

(3) 適用事業場に働く年少者

以上、15才～17才の就業者全体について、雇用関係の有無とかかわりなく、家業従事者や家事使用人も含めてみてきましたが、これら242万5千人の年少者のうち、労働基準法の適用を受ける事業所に雇われて働いている人は、113万人⁽⁴⁾となつています。産業の近代化と、好景気による第2、

第3図 適用事業場労働者数の推移（昭和32年を100とする）



資料出所 労働基準局「労働基準法適用事業場数及び労働者数」

注、昭和28～30年は12月末日、32～35年は1月1日現在

注(4) 労働基準局「労働基準法適用事業場数及び労働者数」（昭和35年1月1日現在）

第3次産業の雇用力の増大に呼応して、適用事業場に雇用される労働者の数は毎年漸増を続けてきましたが、年少者の増加は特に昭和32年以降に著しく、全労働者の増勢をはかるにしのいでいます。（第3図参照）ちなみに、昭和32年には、年少就業者中ほぼ32%程度の者が適用事業場に雇用されていたものと推計されますが、その後、33年には39%、34年には41%と被雇用者の率は上昇し、35年1月には、ほぼ47%までが雇われて働くようになりました。

この増加傾向に従つて、適用事業場総労働者中に年少者の占める割合もわずかながら上昇し、35年には、6.9%ほどになっていますが、業種によ

第3表 業種別労働基準法適用事業場労働者数
(単位 千人)

業 種	a 全労働者数	b 右のうち 18才未満者	b/a %
計	16,299	1,131	6.9
農 林、水 産 業 1)	486	9	1.9
鉱 業 2)	510	4	0.8
土 建 業 3)	1,503	20	1.4
工 業（製造業） 4)	7,394	778	10.5
商 業 5)	2,092	221	10.6
交 通、運 輸 業 6)	1,342	24	1.8
各種サービス業 7)	2,427	64	2.6
そ の 他 8)	545	10	1.8

資料出所 労働基準局（昭和35年1月）

注 1) 法第八条の6及び7号

2) " 2号

3) " 3号

4) " 1号

5) " 8号

6) " 4号及び5号

7) " 9号～16号

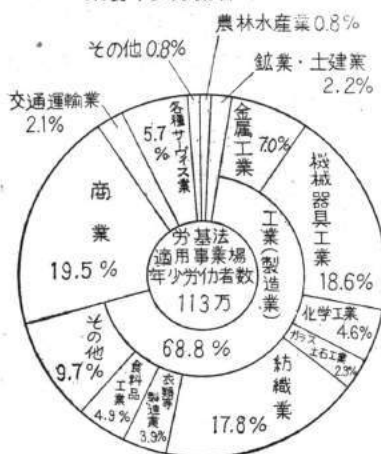
8) " 17号

つて相当の差異がみられます。例えば、鉱業、土建業などは年少者の少ない産業の筆頭で、わずか1%前後を含むにすぎないのに対し、工業（製造業のほかガス、電気等の事業を含む）と商業では、10%以上が年少者で占

められています（第3表参照）。なお、工業の中でも、特に紡織業、衣服及び身廻品製造業には年少者が多く、おおよそ20%近い数字を示し、次いで機械器具工業の11%があげられます。

第4図に、適用事業場年少労働者の業種別就業構成を図示しましたが、これに明らかなように、約70%、78万の年少者は工業部門に雇われていますが、その中でも特に機械器具工業と紡織業に占める割合は目立つて多く

第4図 業種別労働基準法適用事業場年少労働者

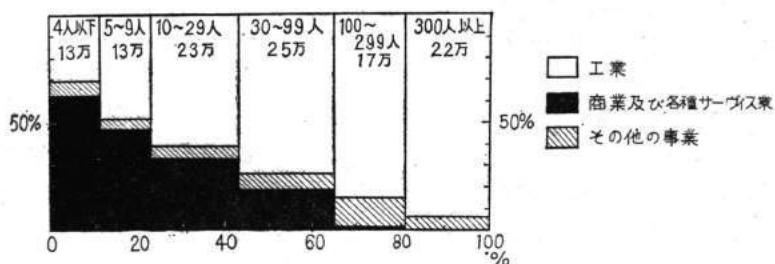


資料出所 労働基準局（昭和35年1月1日現在）

なっています。工業について、商業部門にも20%近い年少者が雇われています。また各種サービス業(5.7%)の中には、金融、映画、演劇、通信、公務等が含まれていますが、このうち比較的年少者の多いのは、保健衛生（2万）接客娯楽業（2万6千）です。また、第1次産業に相当する農林業については、畜産、水産業を加えても1%に満たず、この部門の年少者はほとんどが自家業に従事していることを物語っています。

最後に、年少者の雇われている事業場の規模についてみますと、従業員100人未満の中小企業に働く年少者は、74万を数え、適用事業場年少労働者の65%に相当しています。更に詳しくみますと、第5図に示すように、従業員4人以下の零細事業場にも13万の年少者が就労しており、その63%までは商業及び各種のサービス業に働く年少者で占められています。事業場の規模が大きくなるに従って、商業関係の年少労働者はその数を減じ、逆に工業部門の就労者が大部分を占めるようになります。従業員300人以上の事業場に働く年少者は、22万を数えますが、このうち、93%までが工業関係に働く年少者になっています。なお、事業場規模別の年少労働

第5図 適用事業場規模別年少労働者構成



資料出所：労働基準局（昭和35年1月1日現在）

者構成は、毎年目立つた変化もなく、また、適用事業場労働者全体の構成率と比べても、顕著な相違はみられません。

2. 新規中学校卒業者の就職状況

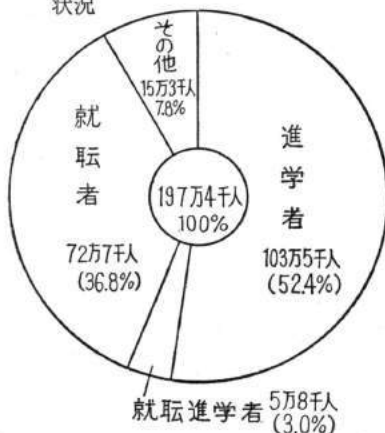
(1) 就 業 状 況

文部省の調べによりますと、昭和34年3月に中学校を卒業した生徒数は1,974,872人で前年より約8万人多くなっています。

このうち36.8%にあたる72万7千人が雇用労働者または家業従事者として就業しています。(第6図参照)

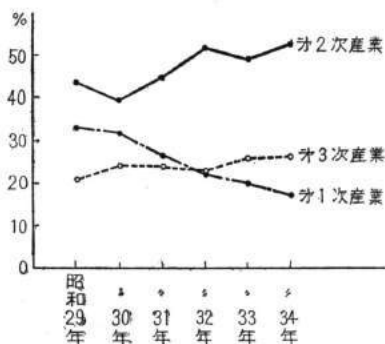
これらの就業者の男女の構成比をみますと男子51%で女子よりもやや多くなっています。

第6図 中学校卒業者の卒業後の状況



資料出所：文部省(昭和34年卒業)

第7図 中学校卒業者の産業部門別就業者構成



資料出所：文部統計速報 No. 90

つぎに産業別にみますと、最も多いのは製造業 (50.4%)、次ぎは農業 (15.2%)、卸小売業 (13.0%)、サービス業 (11.4%) の順で、製造業について更にくわしくみますと、一番多く年少労働者が雇用されているのは繊維工業で (8.7%)、これについて金属製品製造業 (5.9%)、衣服その他の繊維製品製造業 (5.4%)、機械製造業 (4.9%) 電気機械器具製造業 (4.7

%) 食料品製造業 (3.3%) の順となつています。

この産業部門別就業者構成を昭和29年以降年次別にみると、第7図のように農業、漁業、林業など第1次産業に就職する者は、29年31.8%であったものが34年には17.0%と年々少なくなり、逆に鉱業、建設業、製造業など第2次産業および第3次産業への就職が増加しています。昭和29年に第2次産業に41%就職していたものが昭和34年には52.5%と増加し、ことに製造業に就職してゆく者の数が大きくなつています。

第8図 中学校卒業者の主な産業別就職状況（雇用者のみ）



資料出所：職業安定局（昭和34年卒）

第4表 求職，求人就業状況

	卒業年月	求職者実数	求人数	就職件数	職業訓練所 入所者数	就職率
中 学 校	32.3	437,517	680,617	328,459	19,635	99.7
	33.3	429,045	668,015	401,897	20,769	99.4
	34.3	449,164	667,953	421,691	20,562	99.7

資料出所：労働省職業安定業務月報（特集号）

(2) 職業紹介状況

以上にのべたのは文部省調査による34年卒業生全般の動向で、就職者には家業に就いたものも含まれていますが縁故、知己等を通して就職したも

のを除き、公共職業安定所（学校が職業紹介の一部を行う場合を含む）を経由して雇用された者の状況を職業安定局「職業安定業務月報」（特集号）をもとにみると次のとおりになっています。

34年3月の新規卒業者の就職率は第4表のとおり求職者実数は44万9千人でしたが、職業訓練所入所者をふくめて就職率は99.7%で、戦後最も就職率のよかつた32年3月の卒業生と同率で戦後最もめぐまれた就職をしたということがいえます。そして34年3月卒業者に対する求人数は66万8千人で、求職者実数44万9千人を48%も上廻っています。この求職者のうち就職の決定したものは42万1千人でその採用率は63.1%となつていて昨33年にくらべてやや高くなっています。

これらの就職者の産業別の割合をみますと、製造業（71.1%）が最も多くて過半数をしめ、これについて卸小売業（15.4%）サービス業（8.7%）の順になつており、これら三つの産業を合計すると求人では全求人数の95.4%、就職でもやはり全就職者の95.2%とその大半を占めています。これを前年度と比較しますと、製造業、建設業が産業の好転を反映して増加したのに対して、卸小売業と運輸通信業等は減少をみせています。

第5表 製造業のうち求人3万人以上の産業の求人就職状況

産 業 名	求 人 就 職				採 用 率
	求 人 数	全数に対する 百分比	就職者数	全数に対する 百分比	
繊 維 工 業	109,364	16.4%	69,741	16.5%	63.8%
電気機械器具製造業	40,155	6.0	33,044	7.8	82.3
金属製品製造業	39,461	5.9	28,314	6.7	71.8
衣服その他の繊維製品製造業	39,362	5.9	20,926	5.0	53.2
食料品製造業	39,006	5.8	23,134	5.5	59.3
機械（電気機械器具を除く）武器製造業	31,255	4.7	26,117	6.2	83.6

資料出所：職業安定業務月報（特集号）昭和34年3月中学校卒業生

製造業で求人数が3万人を超える産業をみますと、第5表に示すように繊維工業10万9千人、電気機械器具製造業4万人、金属製品製造業3万9

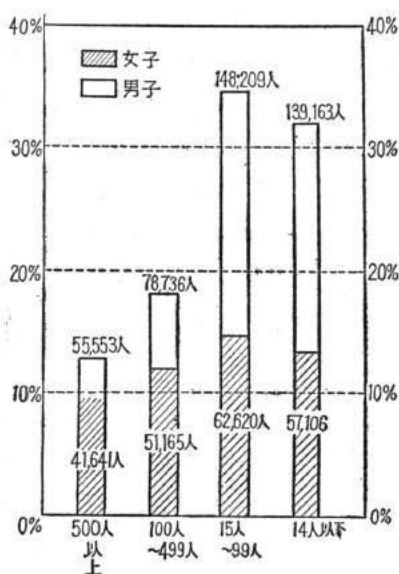
千人、衣服及び身廻品製造業3万9千人、食料品製造業3万9千人、機械武器製造業3万1千人の6産業で、特に電気機械器具製造業の求人は33年の2倍近くの伸びをしめして、弱電ブームを示し、また就職率においてもこれらの産業は他の産業にくらべ高い比率を示しています。

つぎに求人数を33年との対比でみると20%以上減少したのは石炭、船舶造修、漁業の三つの産業で、逆に20%以上増加したのは鉄鉱業、化学繊維電気機械器具、自動車同附属品製造業金属鉱業、ゴム製造業等があげられ各産業部門の経済的動向をあらわしているといえましょう。

さらに公共職業安定所のみで取扱った就職者数を職業分類別にみますと、中学校卒業者は例年の傾向と同じく「技能、半技能、単純技能職業」（工員、職人、仲仕等）に最も多く31万2千人、これについて「書記的および販売的職業」（事務員、電話交換手、外交員、店員売子等）5万3千人、第3位は「奉仕的職業」（女中、給仕、理髪、娯楽施設の従業営者等）1万7千人の順に多く、技能、半技能、単純技能職業のうちわけをみると繊維製品製造、加工繊維製造、および電気技能者・電気機械器具製造の職業に女子がそれぞれ94%、84%、62%と過半数を占めてをり、逆に金属加工においては男子が84%となつています。

また公共職業安定所（職業安定法第25条の3の規定による学校取扱分をも含む）を経て就職した34年3月の新規学卒者の規模別の就職状況をみると、従業員14人以下の事業場に就職したものは全体の33%（前年度36.8%）15人～99人の事業場に35.1%（前年度は34.8%）100人～499人の事業場に18.7%（前年度は17.7%）500人以上の大企業事業場に13.2%（前年度は10.7%）就職しています。以上のように中学新規学卒者の大部分（全体の68.1%）は従業員99人以下の比較的条件のよくない事業場に就職し、また性別にみると男子より女子が比較的規模の大きい事業場に多く就職していますが、これは繊維関係の大企業に就職することによるので、その他の大企業に就職している女子は少なくなっています。

第9図 中学卒業者の規模別就職状況
(雇用のみ)



資料出所：職業安定局（昭和34年卒業）

(3) 県外就職状況

中学校卒業者は毎年他府県に多数就職していますが、昭和34年3月には13万5千人が就職のために郷里をはなれています。これらの就職者の主な需要県としては求人数の多い東京（4万8千人）愛知（2万8千人）大阪（2万7千人）があげられます。

ついでずつと少く兵庫（4.5千人）岐阜（4.2千人）埼玉（2.7千人）岡山（2.3千人）の各県となっています。また供給県（県外就職者の多い県）としては鹿児島（1万人）新潟（7千人）福島（6.7千人）千葉（6.1千人）長野（6千人）宮崎（5.4千人）熊本（5.3千人）が上げられ多くの年少者が県外に

就職しています。またこれについて埼玉、栃木（4.2千人）がつづき、そのほか東北各県、四国、九州地方は青森、香川、高知の各県をのぞくほかは約2～3千人が県外に就職していますが、昭和31年3月卒業の新規就職者について職業安定局が調査した結果によりますと、従業員4人以下の事業場では就職後一年半の間に41.9%も離職しています。このような離職や労働移動をふせぎ、とくに大企業にくらべて若い人たちに魅力の少い中小企業の求人難を克服するために、同業組合などの業種団体や、商店街連合会などの地域団体等の保障のもとで県外就職者の受入れ態勢（待遇や、労働時間などの雇用条件の改善、生活環境や福利厚生などの近代化など）をととのえ年少労働者の充足率を高めようとする集団求人方式は昭和29年にはじめて東京の渋谷職安と新潟の高田職安の間にはじめられましたが、その後この方式の検討と内容の改善充実を行ない32年春には六大都市で61団体が実施しました。昭和33年3月卒業生については31都府県で257団体が実施し、さらに34年には37都道府県で、前年の倍近い485団体が実施しました。その求人団体は、地域団体（商店街など）116、業種別団体（美美容、織物、洗濯、食糧品等）369団体で、とくに業種団体では同業種間に共通の利害や連鎖もあり組織を通じて労働条件その他の統一的な協定もむすばれ、集団求人方式も実施しやすくまたその効果も大いにありました。34年3月卒業生に対しては、1万4千余店から3万3千人（うち男子約2万）の求人が申込まれました。そして就職者は1万6千人（男8.9千人、女7.4千人）でその充足率は49%（前年度は41.3%）と上昇しました。また殆んどが零細企業であるにもかかわらず、かなり効果をあげていますので、この方式の主旨の普及と労働条件の向上によつて更に成果をあげるものと思われます。

（4） 両親または片親を欠く生徒の就職状況

両親のそろっている児童に比較して、両親または片親を欠く児童の就職は不利であり、特に労働条件の比較的良好な事業場において就職の選衡に差

別取扱いが行われる傾向が強いといわれて、かつて社会問題となつたことから、昭和29年11月に労働省において「孤児母子家庭児童等の就職援護対策要綱」を定めてその就職対策を実施し、積極的な指導、啓発活動を行つて來ましたが、一方事業主が理解ある手をさしのべ、両親の健在であることを条件とする求人著しく減りました。また公私の団体がこれらの児童の身許保証制度を実施し、ほとんど全国的に実施されており、昭和33年8月現在、身許保証制度を実施している都道府県は25、市町村は5、社会福祉団体8となつています。

昭和34年3月中学校卒業生のうち公共職業安定所のみで取扱つた両親又は片親を欠く生徒等の一般求職申込件数は、10万6千件で、このうち一般就職件数は8万3千件(78.4%)をかぞえます。これは全卒業生の就職率とほとんど変わらない数値を示しています。なほこの問題はさらに引続いて一層雇用者側の理解がのぞまれます。

(5) 年少労働者の離職状況

労働統計調査部が行なつた労働異動調査によりますと、昭和33年の常用労働者の離職率は16.3%で32年よりやや高くなつていますが、このうち18才未満のものは10.1%を示し、かなり(この調査は建設業およびサービス業を除いた労働者30人以上の事業場の調査で小、零細企業はふくまれていません。)高い割合といえましょう。これらの離職者は、勤続一年未満のものが47.7%とほぼ半数を占めていますが、18才未満の年少者についてみると事業場の規模が小さくなるにつれて離職率の高くなつており、500人以上の規模では6.0%ですが、100人~499人の規模および30人~99人ではともに11.2%と500人以上のほぼ二倍近い率となつています。また男女別にみると18才未満では男子の方が女子より目立つて離職率が高く、男子6.8%に対して女子は13.7%と約二倍を示し、また、年少者の雇用数の多い製造業についてみると産業総数より離職率は高く13.1%ですが、男子(9.2%)の方がやはり女子(16.8%)より低く、また産業総数の男女の離職率

よりも各々高い率を示しています。

第6表 事業所規模別離職者動続年数構成

総 数	計	6ヶ月 未満	6ヶ月 以上 9ヶ月 未満	9ヶ月 以上 1年未 満	1年以 上 2年未 満	2年以 上 5年未 満	5年以 上 10年未 満	10年 以 上
総 数	総 数	%	%	%	%	%	%	%
	500人以上	100.0	27.8	10.9	8.7	16.7	17.5	11.1
	100人～499人	100.0	20.0	7.5	6.4	14.4	16.0	19.9
	100人～499人	100.0	29.2	10.9	8.0	16.5	17.4	10.2
	30人～99人	100.0	30.3	12.4	10.3	17.9	18.2	7.8
								3.1
製 造 業	総 数	100.0	27.5	11.5	8.6	17.7	17.6	11.7
	500人以上	100.0	19.6	8.0	6.1	15.7	16.4	21.4
	100人～499人	100.0	28.7	11.5	8.3	18.1	18.5	10.1
	100人～499人	100.0	31.1	13.3	10.2	18.5	17.6	7.5
	30人～99人	100.0						1.9

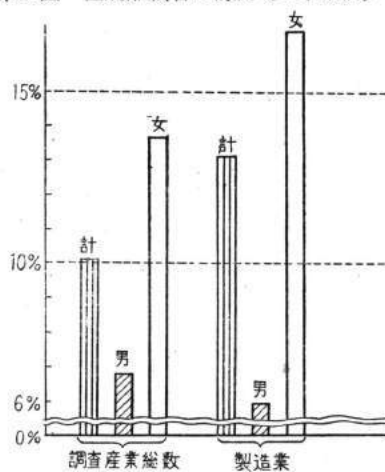
資料出所：労働統計調査部（昭和33年分）

第7表 事業所規模別離職者の年令構成

総 数	計	18才 未満	18才 ～19才	20才 ～24才	25才 ～29才	30才 ～39才	40才 ～49才	50才 以上
総 数	総 数	%	%	%	%	%	%	%
	500人以上	100.0	10.1	13.7	32.1	17.3	12.5	6.6
	100人～499人	100.0	6.0	11.2	36.3	18.6	11.2	5.4
	100人～499人	100.0	11.2	14.8	30.6	16.6	12.4	6.6
	30人～99人	100.0	11.2	14.0	31.4	17.1	13.3	7.2
								5.8
製 造 業	総 数	100.0	13.1	15.2	32.8	16.0	11.3	5.8
	500人以上	100.0	7.4	12.5	39.0	18.0	10.0	4.7
	100人～499人	100.0	14.6	17.1	32.0	15.3	10.8	5.1
	100人～499人	100.0	15.3	15.3	29.0	15.6	12.3	6.9
	30人～99人	100.0						4.8

資料出所：労働統計調査部（昭和33年分）

第10図 性別離職者の構成（18才未満）



資料出所：労働省労働異動調査結果報告

3. 年少労働者の教育と訓練

(1) 職業訓練

近年、産業技術は著しく進歩し、生産は年年めざましい勢いで拡大していますが、これに比例して、よく訓練された有能な技能工の不足は増える一方です。(第8表参照)今後生産様式がますます複雑化するに従って、近代的な生産設備を十分に使いこなすことのできる基本的な技能訓練を受けた熟練工の需要は一層高まってきます。こうした現状の中で年少労働者が適応力に最も富んでいるその職業生活の初期に、組織的な職業訓練を通し

第8表 技能労働者不足状況(機械工等26職種)

調 査 年 月	不 足 数	不 足 率
昭 和 33 年 12 月	184,032人	8.2 %
昭 和 35 年 2 月	326,226	15.4

注 不足率 = $\frac{\text{不 足 数}}{\text{当該職種に現に属する技能労働者数}} \times 100$

資料出所：労働省職業安定局

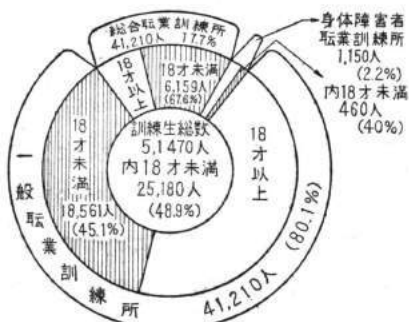
て、各自の適性に応じた技能を身につけていくことは、彼らが、将来安定した、豊かな労働生活を持つためにも、また翻つて労働力の質の向上の上からも大切なことです。昭和33年7月に職業訓練法が施行されて以来、公共職業訓練、事業内職業訓練等の制度が一層充実され、年少者の技能訓練に対する配慮が高まっていますが、以下その概況を述べてみましょう。

公共職業訓練

公共職業訓練は基礎的な技能訓練を主眼とする一般職業訓練所、非常に充実した施設をもつて、専門的な技能訓練に力を注いでいる総合職業訓練所、および身体障害者職業訓練所⁽¹⁾で行なわれます。昭和34年度には、全国で一般258カ所、総合38カ所、身体障害者8カ所。計304の職業訓練所で

51,470人の訓練生が職業訓練を受けました。このうち、年少者は約半数の

第11図 公共職業訓練訓練生数



25,180人を占めています。(第9図

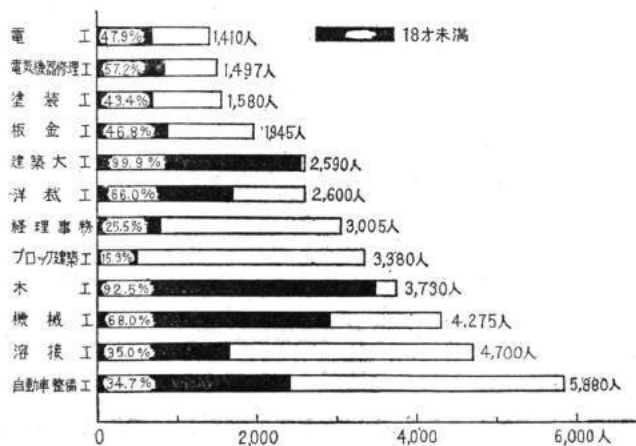
参照) これは、32年度に比べ、総数の上では185人の増員にすぎないものですが、内訳は、一般職業訓練生が2,400人減少し、逆に総合職業訓練生の方で2,600人余の増員となっており、年少者がより高度の技能を習得しようとしている傾向の現れと

資料出所：職業安定局(昭和34年度)

みることができます。35年度には、

(2) 中央職業訓練所を含めて、更に31カ所が増設され、収容される訓練生も約6千人の増員が予定されています。

第12図 公共職業訓練の主要訓練職種別訓練生数



資料出所：職業安定局(昭和34年度)

注(1) 一般職業訓練所は都道府県が設置し、総合職業訓練所は労働福祉事業団が設置する。また身体障害者職業訓練所は国が設置するが、運営を都道府県に委託する場合もある。

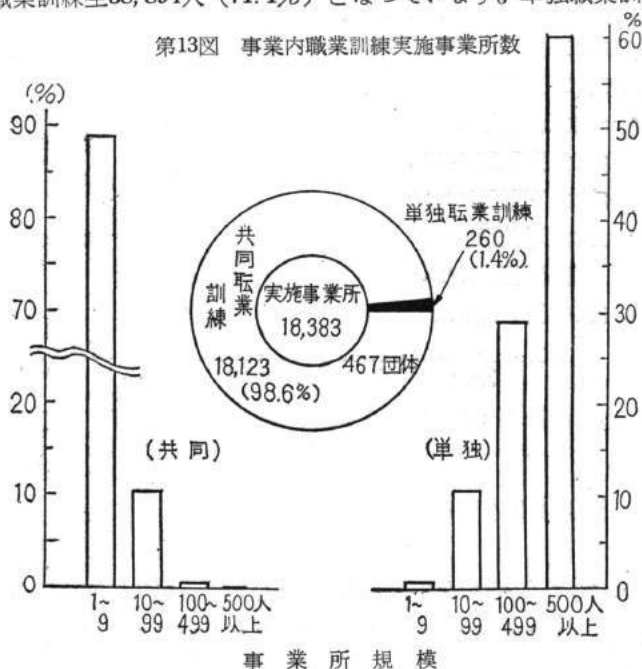
注(2) 中央職業訓練所は、職業訓練に関する調査研究、指導員の訓練等を主たる任務とするもので、35年度に1カ所設置される予定である。

訓練職種は、金属、電気、建築関係等の職種から事務員、洋裁、理髪、美容にいたる 113 職種におよび、訓練期間は職種によつて短いもので 2 カ月から、専門訓練では 2 年までとなっています。年少訓練生の占める割合は職種によつてまちまちですが、第10図で明らかなように、比較的高度な基礎学力を必要とする自動車整備、電気機器修理などにも多数の年少者が進出しています。

事業内職業訓練

事業主が政令で定められた基準に基づいてその雇用労働者の技能向上のために実施している事業内職業訓練の実施状況は、昭和34年4月末日現在で単独職業訓練 260 事業場、共同職業訓練 467 団体、事業場にして18,123 総計18,383事業所を数えます。

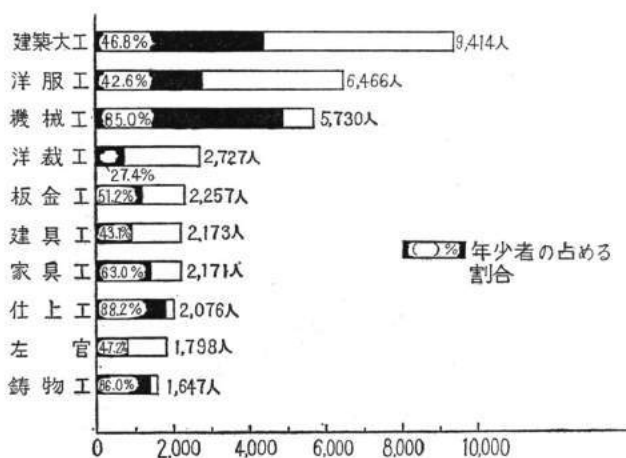
訓練生総数は54,806人(28.9%)、うち単独職業訓練生15,806人(28.9%) 共同職業訓練生38,894人(71.1%) となっています。単独職業訓練は規模



資料出所：職業安定局（昭和34年4月末日）

の大きい事業所で実施されることが多く、他方、共同職業訓練を実施しているのは、その99%までが従業員100人未満の中小企業です。(第13図参照)また、訓練生の年齢についてみますと、訓練生総数の61.4%、33,607人が18歳未満の年少者で占められていますが、これを訓練形態別にみると、単独職業訓練では年少者が90%強を占めているのに対し、共同職業訓練生の場合は、年少者が50%弱となっており、中小企業では、また年少者が早期に組織的な技能訓練を受ける機会に十分恵まれていないことを物語っています。事業内職業訓練の訓練職種は、現在129職種を数えますが、このうち特に訓練生の多いものは、建築大工、機械工、洋服工等で、第14図に明かなように多数の年少者が訓練を受けています。

第14図 事業内職業訓練の主要訓練種別訓練生数



資料出所：職業安定局（昭和34年4月末日現在）

（2）その他の教育の機会

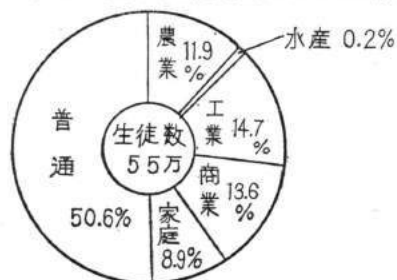
以上述べてきた各種の職業訓練が、技能の習得と同時に年少者の人格形成の面でもいろいろ配慮して計画されていることは言うまでもありませんが、もつと基礎的な一般教育を受けるために、高等学校定時制課程、通信

教育、各種学校等にすんで参加している年少労働者も多数あります。

高等学校定時制課程は、昭和34年度には1,835校(分校を含まない)、そこに学ぶ生徒数54万6千人を数えました⁽³⁾。このうち年少労働者は33万~34万人を数えるものと推定されます⁽⁴⁾。これら生徒のうち、農・工・商業等の

第15図 高等学校定時制課程別生徒構成

職業課程に学ぶ者は約40%にすぎず、半数以上が直接職業教育とは関係ない課程に学んでいます。(第15図参照)しかし、働くことと勉学の二重生活は、年少者にとって相当負担となっており、予習、復習のための時間の欠如と身体の疲労、疾病に対する不安を訴える声が相当みられます。昭和31年か



資料出所：文部省学校基本調査
(昭和33年度)

ら、定時制高校生のために学校給食が実施され、健康増進の一助となっていますが、実際に行われているのは全国で300校余りにすぎない現状です。

高等学校通信教育は、昭和23年度に発足し、30年度には通信教育だけで高等学校の普通課程の卒業が認められ、更に33年度からは一部の職業課程についても卒業資格が与えられるようになりました。昭和34年度には、実施校68、協力校337、生徒数6万人を数えましたが、卒業したものは300人程で、通信教育による修業の難かしさが目立ちます。ちなみに、通信教育は比較的高年令の勤労青年が大部分で、18歳未満の者は20%前後とみられています。

各種学校は、その課程も広汎に分れ、農・工・商業関係の学校、自動車簿記・理容・助産婦・看護婦学校等の専門の技術教育を実施している学校のほか、一般教養、情操教育あるいは家事技能のための学校等、直接職業教育につながらないものも多数含まれています。昭和34年度には8千校、

注(3) 昭和33年度「文部統計速報」No. 88

注(4) 昭和33年「勤労青少年教育調査報告」(文部省)参照

生徒数 118 万を数えました。このうち、職業教育に関係のある課程に学んだ生徒は、ほぼ40万（35%）程です。年令構成については、それぞれの課程の特質から一概に論ずることはできませんが、全体の30%程度は18歳未満の年少者で占められているようです。

このほか、青年学級は、昭和33年度には約1万5千学級、生徒数85万を数え、職業、家事に関する知識、技能習得の機会を提供しています。青年学級生徒のうち年少者は約30%程度とみられています。

社会通信教育は、電気、ラジオ工学、自動車技術、簿記等の職業技術をはじめ、音楽、美術等一般教養課程まで、現在26万の受講生を擁し、毎年その10%前後の修了者を出しています。

以上のほかにも、地域青年団、農村青少年クラブ等の組織も、勤労青少年の教育の場として活発な活動をしています。いずれにしてもこうした教育の機会に参加している年少労働者は、高くみつもつても全体の30~40%程度に過ぎないのが現状で、更に多くの機会が設けられるとともに、使用者や家庭においても、目先の利害に捕われずに広い見地から年少者の教育訓練に積極的な配慮の払われることが強く望まれます。

4 年少労働者の労働条件

(1) 労働時間と休日

婦人少年局で実施した年少労働者の余暇状況実態調査（昭和34年6月～7月、製造工業および商業を対象として実施）の結果をみますと、1日の拘束時間⁽¹⁾が9時間以下であると答えたものは調査年少労働者の53.8%で、8時間以下と答えたものを加えると57.6%となっており、また9時間を超えると答えたものは40.0%となっています。これを規模別にみますと、製造業については、年少労働者300人以上の規模では9.7%、100人～299人の規模では32.9%、30人～99人の規模では39.6%、10人～29人では53.5%、10人未満の規模では62.1%が拘束時間9時間を超えて働いており、規模の小さくなるにしたがつてその拘束時間の長いものの割合が高く、10人未満の規模では年少労働者の6割強が9時間を超えて働いていることがわかります。また通勤住込別でみると、製造業のもののうち住込のものがやはり長い拘束時間となっていて59.5%が9時間をこえ、また通勤では36.2%が9時間をこえて働いています。

一方商業についてみますと平均拘束時間は製造業よりも1時間9分も長い10時間29分を示し、12時間を超えるものが19.9%という高率をしめています。これを規模別にみるとやはり1人～9人という小数の規模の事業場では12時間を超えて働いているものが25.9%と一番多く、ついで9時間～10時間以下のもの21.9%、11時間以下のもの19.4%となっており平均拘束時間は10時間57分となっています。これにくらべて30人以上の事業場をみると10時間以下の最も多く37.2%。ついで11時間以下17.9%、平均拘束時間は9時間48分で商業計の拘束時間より31分も短くなっています。さらに通勤住込別に商業の年少労働者をみるとその差は一層はつきりとしており、通勤では10時間以下のものが最も多くて37.5%であるのに反して、住込では

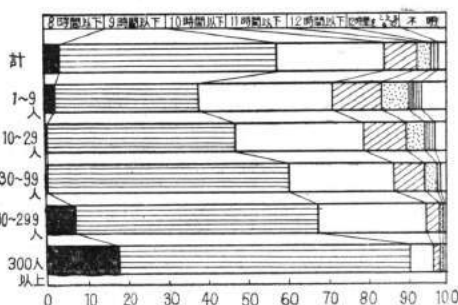
12時間を超えるものが最も多く、39.4%と長い拘束時間のものが多いことを示し、平均拘束時間では通勤9時間34分に対して実に2時間25分も長い11時間59分とといった数字を示しています。

さらに毎月労働統計によつて、総労働時間の規模別格差を製造業及び卸小売業についてみると、第18図のように事業場の規模が小さくなるにしたがつて労働時間は長くなっています。これは一般に中小規模事業場が大規模事業場に比べて機械設備などよりも労働力に依存する程度が大きく、また労働生産性も低いために、生産をおこなう場合に労働時間を長くする傾向が強いことなどによるものと思われまふ。

休日についても、中小零細規模の事業場は、大規模の事業場に比べて恵まれていないということがいえます。

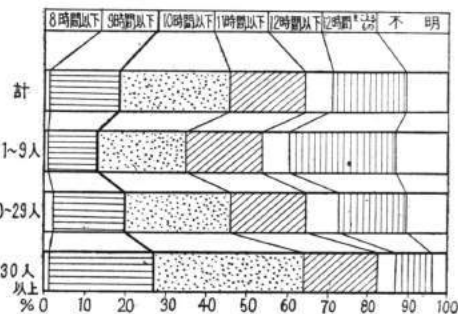
さきの余暇状況実態調査によると週1回又は月4回～5回の休日を与えていると答えた事業場は製造業では78.1%，商業では46.0%で、あきらか

第16図 製造業拘束時間別年少労働者構成



資料出所：婦人少年局（昭和34年6月）

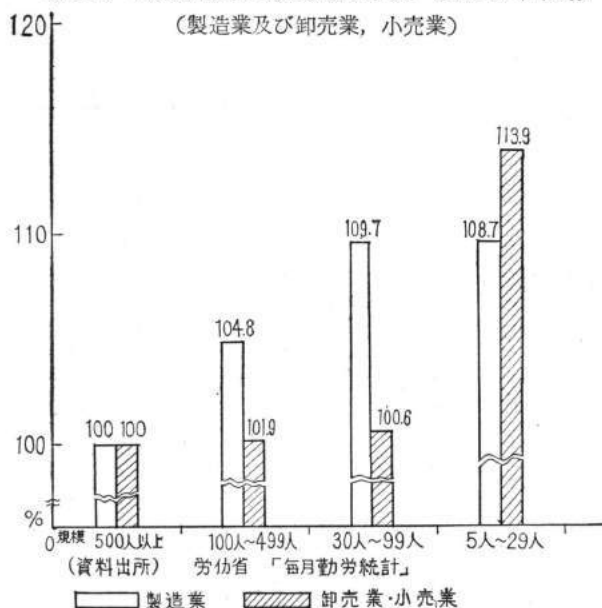
第17図 商業拘束時間別年少労働者構成



資料出所：婦人少年局（昭和34年6月）

注 1) 拘束時間 実労働時間に対する用語で事業場に入つた時刻から事業場を出た時刻までをいい、実働時間（休憩時間をのぞく労働者が実際に労働した時間）プラス休憩時間が通常拘束時間といわれている。この拘束時間全部を労働しているということにはならずほぼ1時間程度の休憩時間をふくむものとみられます。

第18図 総実労働時間数の規模別格差（昭和34年平均）



資料出所：労働省毎月勤労統計調査結果表

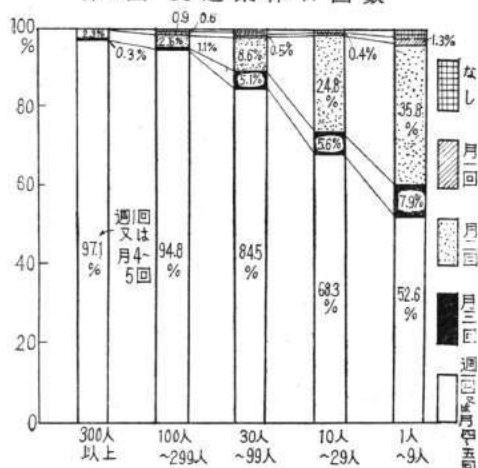
に商業従事の年少労働者の週休は製造業にくらべて少いことが知られます。そして製造業においても商業においても規模の小さくなるほど休日はいくつと少なくなり、製造業の10人未満では週休又は月4～5回の休日のあるものは52.6%となっており、一方商業では28.2%にしかすぎない低い率となっています。また前述の調査によると有給休暇が全くないと回答しているものが製造業では29%、商業で33%はみられます。また「わからない」と答えたものはそれぞれ28%、32%を占め、有給休暇を利用したことのある年少者は、製造業で43%、商業では35%となっています。さらに有給休暇のある年少者の年間1人当たりの平均休暇日数は製造業6.8日、商業は5.9で、製造業の年少者がやはり多くなっています。

第9表 休日回数別年少労働者数

		調査年少	休 日 回 数 別							
		労働者数	週1回	月4~ 5回	月3回	月2回	月1回	な	し	不 明
実 数	製 造 業	計	2,927	2,051	233	132	463	15	6	27
		1～ 9人	380	166	34	30	136	5	3	6
		10～ 29人	945	550	95	53	243	4	1	8
		30～ 99人	869	675	59	44	75	4	2	9
		100～299人	350	300	32	4	9	2	—	3
		300人 以上	383	359	13	1	9	—	—	1
		通 勤	2,104	1,632	166	91	187	10	6	12
		住 込	823	419	67	41	276	5	—	15
		七 大 都 府 県	645	475	36	32	88	2	2	10
		そ の 他 の 道 県	2,282	1,576	197	100	375	13	4	17
数	商 業	計	1,142	353	173	196	368	37	13	2
		1～ 9人	402	77	36	59	195	23	11	1
		10～ 29人	512	160	79	113	146	12	1	1
		30人 以上	228	116	58	24	27	2	1	—
		通 勤	656	268	96	111	162	12	5	2
		住 込	486	85	77	85	206	25	8	—
		卸 売	414	179	50	62	115	5	2	1
		小 売	728	174	123	134	253	32	11	1
		七 大 都 府 県	253	128	32	27	59	2	5	—
		そ の 他 の 道 県	889	225	141	169	309	35	8	2
比	製 造 業	計	100.0	70.1	8.0	4.5	15.8	0.5	0.2	0.9
		1～ 9人	100.0	43.7	8.9	7.9	35.8	1.3	0.8	1.6
		10～ 29人	100.0	58.2	10.1	5.6	24.8	0.4	0.1	0.8
		30～ 99人	100.0	77.7	6.8	5.1	8.6	0.5	0.2	1.0
		100～299人	100.0	85.7	9.1	1.1	2.6	0.6	—	0.9
		300人 以上	100.0	93.7	3.4	0.3	2.3	—	—	0.3
		通 勤	100.0	77.6	7.9	4.3	8.9	0.5	0.3	0.6
		住 込	100.0	50.9	8.1	5.0	33.5	0.6	—	1.8
		七 大 都 府 県	100.0	73.6	5.6	5.0	13.6	0.3	0.3	1.6
		そ の 他 の 道 県	100.0	69.1	8.6	4.4	16.4	0.6	0.2	0.7
率	商 業	計	100.0	30.9	15.1	17.2	32.2	3.2	1.1	0.2
		1～ 9人	100.0	19.2	9.0	14.7	48.5	5.7	2.7	0.2
		10～ 29人	100.0	31.3	15.4	22.1	28.5	2.3	0.2	0.2
		30人 以上	100.0	50.9	25.4	10.5	11.8	0.9	0.4	—
		通 勤	100.0	40.9	14.6	16.9	24.7	1.8	0.8	0.3
		住 込	100.0	17.5	15.8	17.5	42.4	5.1	1.6	—
		卸 売	100.0	43.2	12.1	15.0	27.8	1.2	0.5	0.2
		小 売	100.0	23.9	16.9	18.4	34.8	4.4	1.5	0.1
		七 大 都 府 県	100.0	50.6	12.6	10.7	23.8	0.8	2.0	—
		そ の 他 の 道 県	100.0	25.3	15.9	19.0	34.8	3.9	0.9	0.2

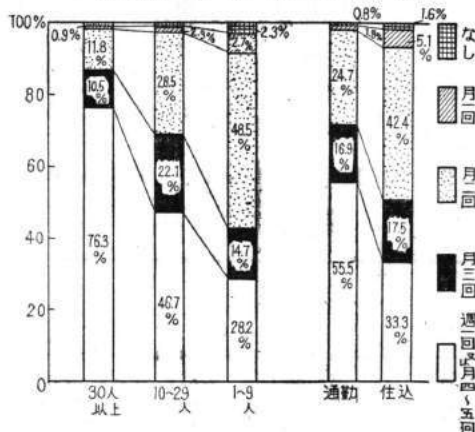
資料出所：婦人少年局（昭和34年6月）

第19図 製造業休日回数



資料出所：婦人少年局（昭和34年6月）

第20図 商業休日回数



(2) 賃 金

資料出所：婦人少年局（昭和34年6月）

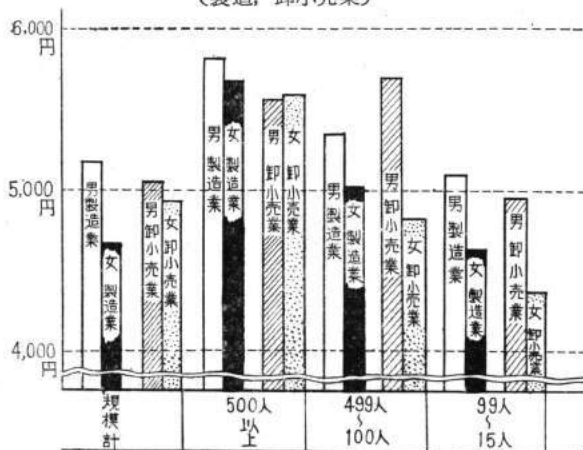
中学卒業者の初任給は性別，

産業および，事業場の規模によって格差がみられます。

職業安定局の「初任給調査」（34年3月卒業者）の結果によると，中学校卒業者の民間初任給は男子では5,140円，女子では4,750円でこれを規模別にみると男子の場合400人以上の事業場で，5,770円，499人~100人で

は5,360円、99人～15人では5,040円となっており、女子計では4,750円、500人以上の事業場5,740円、499人～100人の事業場では5,050円、90人～15人の事業場では、4,610円といずれも男子よりやや少なくなっています。

第21図 昭和34年3月卒業者の民間初任給賃金
(製造、卸小売業)



資料出所：職業安定局（昭和34年4月）

第10表 昭和34年3月卒業者の性別、産業別、規模別
民間初任給賃金（中位値）

(a) 中学校

産 業		男				女			
		規模計	500人以上	499～100人	99～15人	規模計	500人以上	499～100人	99～15人
ABC	農 林 漁 業	4,290	6,000	3,900	4,310	4,500	4,000	4,000	4,670
D	鉱 業	4,770	4,390	4,690	4,940	4,450	4,500	4,500	4,400
E	建 設 業	4,760	4,830	5,430	4,660	4,660	7,330	4,730	4,560
F	製 造 業	5,180	5,830	5,350	5,090	4,790	5,670	5,020	4,660
G	卸 小 売 業	5,050	5,550	5,760	4,950	4,940	5,600	4,810	4,380
H I	金融保険不動産	4,650	7,500	5,170	4,440	4,940	7,660	5,600	4,540
J K	運輸、郵便、電	5,330	5,740	5,300	5,130	5,300	5,840	5,490	4,910
L	気、ガス、水道	4,640	6,500	5,630	4,580	4,450	5,640	5,010	4,360
	サ ー ビ ス 業								
	計	5,140	5,770	5,360	5,040	4,750	5,740	5,050	4,610

(b) 高等学校

産 業	男				女			
	規模計	500人 以上	499～ 100人	99～ 15人	規模計	500人 以上	499～ 100人	99～ 15人
A B C 農 林 漁 業	6,580	7,500	7,000	6,500	5,580	5,830	7,500	5,450
D 鉱 業	8,140	9,170	7,420	7,750	6,010	6,670	5,750	6,140
E 建 設 業	7,520	8,530	7,880	7,380	6,420	7,170	7,040	6,200
F 製 造 業	7,430	8,730	7,500	7,280	6,680	7,790	6,920	6,330
G 卸 小 売 業	7,250	8,090	7,610	7,190	6,440	8,060	7,120	6,290
H I 金融保険不動産業	8,460	9,530	8,320	8,430	8,230	9,020	8,020	8,230
J K 運輸, 通信, 電気, ガス, 水道	7,600	8,410	7,770	7,380	6,680	7,630	6,850	6,160
L サービス業	6,810	8,270	7,460	6,600	6,010	7,670	6,780	5,830
計	7,440	8,690	7,570	7,310	6,700	7,810	7,000	6,480

資料出所：職業安定局（昭和34年3月卒業者）

第11表 昭和34年3月卒業者の主要産業地域別民間初任給賃金

地 域	中 学 校	
	男	女
全 国	5,140	4,750
七 大 府 県	5,650	5,320
七大府県以外の第2次第3次産業地域	4,580	4,490
① 第2次第3次産業地域	5,480	5,150
② 中 間 地 域	4,390	4,280
③ 第1次産業地域	4,010	3,920

(注) ① 第2次, 第3次産業地域…東京, 神奈川, 愛知, 京都, 大阪, 兵庫, 福岡(以上7大府県)
 北海道, 岐阜, 静岡, 奈良, 和歌山, 広島, 山口, 以上14都道府県

② 中間地域 ……宮城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 富山, 石川, 福井, 山梨, 三重, 滋賀, 岡山, 徳島, 香川, 愛媛, 佐賀, 長崎, 以上17県

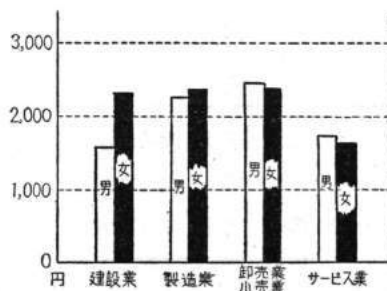
③ 第1次産業地域 ……青森, 岩手, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 新潟, 長野, 鳥取, 島根, 高知, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 以上15県

比較的就業者の多い製造業と卸小売業についてみると第21図のごとくですが、卸小売業に働いているものは製造業よりも規模計で130円程度低くなっています。

この34年3月の中学卒業生について主要産業地域別に民間初任給賃金をみると第11表のように地域によつてその初任給賃金は大きくひらいており、男子では7大都府県5,650円に対してそれ以外の第2次第3次産業地域では4,580円となつており、女子ではその差は比較的男子より小さく、7大都府県5,320円に対してその他の第2、第3次産業地域では4,490円となつています。また産業地域別にみると、第2次、第3次産業地域は男子では5,480円であるのに対して第1次産業地域は4,010円であり、女子では第2、第3次産業地域が5,150円、第1次産業地域では3,920円となつています。

また産業別の初任給では、男子の場合に最も高いのは、規模計では運輸通信電気、ガス、水道業の5,330円、次いで製造業5,180円、卸小売業の5,050円となつています。そして最も低いのは農林漁業で4,290円を示しています。一方女子ではやはり運輸、通信、電気、ガス、水道業が一番高く5,300円、次いで金融保険不動産の4,940円、製造業の4,540円で、最も低いのは鉱業とサービス業の4,450円となつています。さらに15人未満事業場の住込のものの初任給賃金をみると、第22図のようになつており大変低いことが知られます。

第22図 15人未満事業場における住込初任賃金



資料出所:職業安定局(昭和34年3月卒業者)

次に昭和34年の賃金構造基本調査の結果によりますと18才未満のものの平均月きまつて支給される賃金は企業計では6,016円で、男子では6,128円、女子では5,904円となつています。

そしてさらに企業規模別にみますと、1,000人以上の規模では6,924円で約12万の年少者が働いており、100人～999人の規模では6,029円で約21万人が働いています。また10人～99人の規模では5,739円で40万人が働いていることが知られます。

さらに男女別にみると、男子では1,000人以上の事業場で7,424円、100人～999人の規模では6,437円10人～99人では5,873円となっています。そして一方女子では1,000人以上の規模で6,752円、100人～999人の規模5,767円、10人～99人の規模で5,510円となっており、男子より約700円～300円低くなっています。そして18才未満のものの賃金階級別の労働者数をみると、男子では6,000円以上8,000円未満がもっとも多く、2万5,000人であるのに対して、女子では4,000円以上6,000円未満が多く、16万7,000人となっています。

さらに18才未満の労働者の業種別平均賃金を同じ調査（昭和34年）によつてみますと、18才未満では最も高くて7,922円、ついで電気、ガス、水道業の6,979円、これについて建設業が6,843円となっており、また卸売小売業は4,198円と大きく下まわつて最低となっています。そして男子では運輸通信業が7,464円で最高をしめし、ついで電気、ガス、水道業の7,104円で、やはり卸売、小売業が最低で3,683円となつていますが、これは住込の年少者を含むために一段と低くなつているものと思われます。また女子では運輸通信業が最高で8,206円となっており、ついで金融保険業の6,246円、最も低いのは建設業の、5,453円となつていて、最低と最高では男子で約3,500円、女子では2,800円と産業によつて大きく開いています。

これら年少者もふくめて賃金の低い労働者に一定限度の賃金を保障し、労働条件の向上と生活の安定を図る目的をもつて、最低賃金制度が昭和34年7月10日より施行されましたが、7月31日現在の業者間協定に基く最低賃金決定は132件となっており、その金額の分布状況は第12表のようになつていて、雇い入れた時の日給は200円～209円が一番多くて34件、ついで

180円～189円の33件，第三は220円～229円 13件，230円～239円の13件の順となつています。また金額は150円～159円が最低で1件，270円～279円が最高で1件となつています。

第12表 業者間協定に基づく最低賃金(法第9条)の額分布状況

最低賃金の額	150	160	170	180	190	200	210	220	230	240	250	260	270	280	計
	円 } 159 円	円 } 169 円	円 } 179 円	円 } 189 円	円 } 199 円	円 } 209 円	円 } 219 円	円 } 229 円	円 } 239 円	円 } 249 円	円 } 259 円	円 } 269 円	円 } 279 円	円 } 289 円	
区分															
雇入れ後一定期間(1年未満)を経過した場合	件 0	件 6	件 6	件 16	件 12	件 49	件 8	件 8	件 13	件 8	件 4	件 0	件 1	件 1	132
15才雇入れ時の場合	件 2	件 8	件 6	件 33	件 8	件 34	件 8	件 13	件 13	件 3	件 3	件 0	件 1		132

資料出所：労働基準局（昭和35年7月31日現在）

5. 年少労働者の保護状況

(1) 年少労働者に関する労働基準法違反状況

労働基準法は年少者を特に保護し、労働時間休日のみならずその従事する業務、最低年令、深夜業等についても特別の規定を設けています。

労働省労働基準局調べによる昭和34年の労働基準法に基づく監督業務実施状況によれば定期監督実施事業場 123, 132 のうち違反のあつた事業場は 75, 454 で、事項別には危害の防止（安全）、労働時間（男子）労働時間（女子）健康診断、割増賃金等に関するものが比較的多くなっています。

年少者関係では、労働時間 9, 547、休日 5, 404、深夜業 1, 116、最低年令 184 で監督事業場数に対する比率からみると、工業、商業に違反事業場が多く、最低年令違反事業場 184 のうち 126 (68. 5%) は商業となつています。

事業場に労働基準法違反の事実があるとして、行政機関又は労働基準監督官に労働者より申告された事業場は 31, 363 ですが、年少者関係の事項では、労働時間 1, 183、休日 515、深夜業 276 が主なもので、規模別には、10人～99人の事業場が最も多く、ついで1人～9人の規模のところとなつており、またこれらは工業や商業に多くみられます。

(2) 年少労働者の労働災害

昭和34年における労働災害（休日 8 日未満を除く）は、死亡 5, 895、休業 8 日以上 429, 122 件で、昭和22年以来の最高件数を示していますが、このうち年少者は、死亡 159、休業 8 日以上 19, 060 で、総数に占める率はそれぞれ 2. 6%、および 4. 4% であり、製造工業が最も高く、ついで建設事業、貨物取扱業の順となつています。特にこれらの業種は前年度と比較しても著しく増加しています。

労働者が業務上の災害をうける場合、その従事している産業や職種によ

第13表 申 告 状 況

業 種	事 項	申告事業 場 数	事 項 別 申 告 件 数					
			労働時間 (年少者)	休 日 (年少者)	就業制限 (危 険 害)	最低年令	深 夜 業 (年少者)	坑 内 労 働
業 種 計		31,361	1,183	515	31	45	276	6
1号 工 業		11,087	1,017	384	21	28	237	—
2号 鉱 業		1,046	7	3	1	—	1	5
3号 土 建		8,779	17	15	1	—	4	1
4号 交 通		1,368	16	7	—	—	4	—
5号 貨物取扱業		391	4	1	—	—	1	—
6号 農 林		1,183	—	—	1	—	—	—
7号 畜産水産		226	—	—	—	1	—	—
8号 商 業		3,670	95	85	—	10	12	—
9号 金融		445	4	2	1	1	1	—
10号 映画演劇		273	—	1	1	1	1	—
11号 通 信		33	1	1	—	—	1	—
12号 教 育		112	—	—	—	—	—	—
13号 保健衛生		362	11	4	—	—	—	—
14号 接客娯楽		1,852	8	10	5	4	13	—
15号 清掃と殺		109	—	—	—	—	—	—
16号 官 公 署		19	—	—	—	—	—	—
17号 そ の 他		406	3	2	—	—	1	—
1人 ～ 9人		16,814	311	162	10	23	58	2
10人 ～ 99人		12,699	709	285	17	20	165	4
100人 以上		1,848	163	68	4	2	53	—

つてその発生状況にかなりの相違がめられますが、それと同時に事業場規模の大小にも大きく影響されます。いま昭和27年以降に——発生した労働災害の度数率を規模別に分けてみますと、規模500人以上では27年の26.39

第14表 定期監督実施状況

事 業 種	事 項	監督実施 事業場数	事 項 別 違 反 事 業 場 数					
			労働時間 (年少者)	休日 (年少者)	就業制限 (危険有害)	最低年令	深夜業 (年少者)	坑内 労働
業 種 計		123,132	9,547	5,404	627	184	1,116	32
1号 工 業		81,018	8,614	4,532	440	49	970	—
2号 鉱 業		3,580	88	65	37	2	17	21
3号 土 建		20,865	250	191	96	4	27	11
4号 交 通		4,652	208	188	6	—	55	—
5号 貨 物	取 扱	2,907	65	44	12	—	1	—
6号 農 林		1,795	—	—	2	—	—	—
7号 畜 産		92	—	—	—	—	—	—
8号 商 業		2,359	177	233	3	126	24	—
9号 金 融	広 告	1,121	5	3	1	—	1	—
10号 映 画	演 劇	217	7	9	11	1	3	—
11号 通 信		43	3	3	—	—	—	—
12号 教 育	研 究	62	—	1	—	—	—	—
13号 保 衛	生 客	2,771	81	77	16	1	—	—
14号 接 娯	楽	1,411	45	54	2	1	17	—
15号 清 掃	と 殺	15	—	—	—	—	—	—
16号 官 公 署		5	—	—	—	—	—	—
17号 そ の 他		219	4	4	1	—	—	—

から34年の7.25と大きく減少し、100人～499人でも同じく26.92から14.26へ40.8%の減少を示しています。このように大、中規模の労働災害の減少の度合は非常に大きなものがありますが規模500人以上と100人～499人の比率をみると500人以上の大規模での減少の巾が大きかつたためにその両者の比率は27年の102.1から34年には196.7と二倍近い開きとなつています。

また労働災害規模別格差で注目される100人未満の小零細規模の動向を

第15表 年少労働者災害発生状況

区 分	死 傷 件 数			前年を 100 とした場合
	死 亡	休業8日 以 上	計	
合 計	159	19,060	19,219	107
製 造 工 業	58	15,288	15,346	108
鉱 業	6	328	334	72
建 設 事 業	50	1,593	1,643	126
運 輸 事 業	12	589	601	110
貨 物 取 扱 事 業	3	313	316	101
林 業 漁 業	10	408	418	—
そ の 他	20	541	561	—

資料出所：労働基準局（昭和34年）

「労災保険労働災害統計」によつて 100 人以上の規模と対比してみると、第16表のように結果は 100 人未満では年々増加の傾向がみられ、100 人以上の規模との格差をとつてみると27年 107.7 から32年には 161.0 と逐年拡大する傾向がみられます。

年少労働者 113 万人（労働基準法適用事業場に働く者）のうちその65%にあたる約73万8千人が規模 100 人未満の事業場に働いている実情からみて小零細企業における災害発生の傾向が高まっていることは年少労働者にとつてうれうべきことと思われます。いま昭和28年から32年までにおきた労働災害を年令別にみると28年においては障害をのこした 災害 5 万 9,064 件のうちその 3.7%にあたるものが18才未満で、死亡、永久全労働不能又は永久一部労働不能という災害をうけています。またこの割合は29年および30年には 3.3%とやや減つていますが31年には 3.9%, 32年には 4.6%という数値をしめし、年々年少者 100 人以上の死亡と 4 人～5 人の永久全労働不能の人々がでていたことはいたたましいことです。

第16表 規模別災害度数率格差

(1) (毎 災)

年	(A) 500人 以 上	(B) 100人 ～499人	(B)／ ／(A) %
27 年	26.39	26.92	102.0
28 "	19.97	24.07	120.5
29 "	16.59	21.83	131.6
30 "	13.70	18.78	137.1
31 "	12.77	18.05	141.3
32 "	11.39	17.75	155.8
33 "	8.35	14.93	178.8
34 "	7.25	14.26	196.7

資料出所「労働省毎月労働災害
統計」

(2) (労 災)

年	(A) 100人 以 上	(B) 100— 未 満	(B)／ ／(A) %
27 年	18.93	20.38	107.7
28 "	18.14	23.07	127.2
29 "	17.41	24.21	139.1
30 "	17.17	25.08	146.1
31 "	15.98	24.94	156.1
32 "	15.59	25.10	161.0

資料出所 労働省「労災保険労働
災害統計」

(1) 度数率

労働災害発生の頻度をあらわす数値で、100万労働時間当りの災害件数として表示されます。その計算方法は次のとおりです。

$$\text{度数率} = \frac{\text{労働災害発生件数}}{\text{総実労働時間数}} \times 1,000,000$$

(3) 週休制の実施状況

前にのべた「年少労働者余暇状況実態調査」(昭和34年6月)によると休日が週休または、月4回～5回と答えた年少者は製造業では80%みられますが商業では46%にしかすぎません。また商業では「月2回」のものは比較的多く32%となっており、住込では「月2回」のものが42%となっています。また「物品販売業における年少労働実態調査」(昭和32年5月)によれば拘束時間が9時間以下の事業場は、23.1%にすぎず、12時間を超えるものは13.8%となっており、年少者の手取賃金は4,631円、住込みで2,896円です。このような労働条件のため、問屋、商店等への就職希望者

が少なくなり、中学卒業生数の激減ともあいまって求人難の現象があらわれはじめました。ここに労働条件改善の一環として週休制がとりあげられました。労働省では「全産業週休制の確立」を昭和34年度における行政の重点事項として推進してきましたが、特に非工業的企業における週休制の実施状況をみると、昭和35年3月末現在で全国の実施団体数は9,553、事業場数は57万6千労働者数は142万千名となつています。これは昭和34年3月末現在における実施状況より同業組合数において3,837、事業場数では16万7,956労働者数では45万5名の増加で、業種別にみると問屋、小売業、美理容業、料理飲食旅館、クリーニング、浴場等などでも実施されています。

商業、接客、娯楽に働いている年少労働者は約21万人で年少労働者総数の2割強を占めているので、週休制がこれらの業種に働く年少者の保護に与える影響は少なくないものと考えられます。また週休制の実施にともなつて、年少労働者の余暇の善用、あるいは働く年少者の福祉施設の設置などがその後の問題として大きくとりあげられてきています。

6. 年少労働者と福祉

(1) 福祉施設の設置状況

商店、サービス業を中心として一般化してきた週休制の実施とあいまつて、従業員、特に年少労働者の余暇生活の健全指導に各種の企画、対策が立てられ、関係行政機関はもとより、商店街、中小企業団体等において実施されていますが、福祉活動を行うために特に問題となるのは会場その他の施設であります。

大企業においては福祉施設が比較的完備されていますが、中小企業においては概して貧弱で、最近その必要性が強く考えられはじめ、特に年少労働者の健全な成長のために欠くことのできないものであることが次第に認識されてきました。そして地方公共団体あるいは地域別の業者団体が積極的にこれらの施設を設置しようとする傾向がみられ、すでに具体的な成果をあげているものもみられます。

官公庁が直接に運営している施設として既設置のものは労働青少年ホームがあり、現在大阪2ヶ所、愛知1ヶ所、八幡1ヶ所に設置されています。これは国が県又は市に対して3分の1の額を補助して建設したもので中小企業に働く年少者の教養レクリエーション等の余暇善用のための施設で、講堂、会議室、図書館、運動用具、食堂等をそなえており、ゆきとどいた福祉施設としてよろこばれています。

また出身県が年少労働者のために経営している寄宿舍、一時宿泊所等が東京大阪等の、年少労働者の需要都府県に設置され（東京5ヶ所4県）（大阪9ヶ所9県等）、その気運は、さらに高まっています。

一方青少年の社会教育施設として青年の家およびユースホステルがありさらに社会保険施設等も勤労青少年の福祉向上のために利用されていますが、現在「青少年の家」は全国56ヶ所に設置され、ユース・ホステルは健

全な旅行活動のために全国18ヶ所にもうけられています。さらに健康保険の保養所は全国71ヶ所に設置されています。

婦人少年局が製造業及び商業に働く年少者を対象として全国的に行なつた年少労働者の余暇状況実態調査によると、製造業では調査事業場 951 の 10.2%がバレーコート、テニスコート、グラウンド、雨天体育場等の運動施設を設置しており、また同じ10.2%にあたる事業場が娯楽室、茶室、和洋裁室、図書館(室)その他の娯楽、趣味、教養、その他に関する施設があり、また14.1%が休憩室その他の休養施設をもっています。しかし施設の設置は事業場数の割には低く、製造業の 300 人以上の事業場では調査事業場の74.8%が運動施設をもち、また11.3%が娯楽、趣味、教養、その他の施設をもっており、また55.5%の事業場が休養室等をもっていますが、これにひきかえ、商業の事業場、および 100 人以下の規模の事業場ではほとんどみるべき施設がないということが知られます。

第17表 余暇利用施設状況

	業種別	規模別	調査 事業場	運動 施設	娯楽、趣味、 教養その他の 施設	休養 施設	その他の 施設
事業場 附属	製造業	計	951 100%	19.2	10.2	14.1	4.9
		1～9人	250	1.6	0.4	3.2	1.6
		10人～99人	596	6.6	3.7	11.7	2.2
		100人～299人	51	27.4	23.5	31.4	15.7
		300人以上	54	74.0	11.5	55.5	40.8
	商業	計	551	0.9	1.9	6.9	1.8
		1～9人	245	—	1.6	2.4	2.4
		10人～29人	251	0.8	1.2	7.9	1.6
		30人以上	55	5.5	7.3	21.8	1.8

資料出所：婦人少年局

(2) 福祉増進の状況

イ、余暇善用のための各種の計画

年少労働者の福祉の増進は、職場と私生活の全般にわたって多くの面をもっていますが、なかでもその余暇の善用は今日各方面から非常に要望されています。その理由としては次の三点があげられます

- ・従来中小企業では余暇が十分に善用されておらず、またその利用方法の指導も、必要な援助も十分ではなかった。
- ・週休や一斉休業、その他の労働条件の改善向上にしたがつて増加する余暇時間が年少者の健全な育成のために十分善用されなければならないが、そのために各種の援助や指導を行う必要がある。
- ・余暇善用の面について事業主の認識と、新しい労務管理への切りかえを促す必要がある。

以上の理由からつぎにのべるように休日を有意義に利用する動きが週休制をめぐって起きはじめました。

○各種講習会等の実施

商業講習会（習字珠算商業英語、接客技術等）、教養講座（生花、読書、映画、和洋裁、茶道、コーラス等）

○レクリエーションの実施

運動会、野球大会、日帰り又は一泊のバス旅行、他地方の商店街見学会、ピクニック、サイクリング、海水浴の会、慰安会、音楽鑑賞、フォークダンス指導、バドミントン大会、ピンポン大会、人形劇等

○各種店員のつどい開催

新入店員歓迎会、茶話会、年少従業員の集い、就職激励大会、優良店員表彰式、青少年映画のつどい、年少店員の声を聞く会
ロ、事業主及び主婦の研修の実施。

社会へはじめて第一步を踏み出したばかりの年少労働者は、事業主との年齢のへだたり、考え方の相違、あるいは身体の未成熟といったいろいろの特殊性があるため、その扱い方の上手下手、職場環境のよしあしによって直ちに仕事の上に影響してきます。そこで年少労働者の扱い方や指導の仕方について十分に研究して、合理的な労務管理を行い、労働条件を改善

し、仕事の能率を向上させることが大切で、最近とくにどうしたら労使の協力関係をつくることができるかが中心に考えられています。このようなことを研修するため事業主や事業主の主婦は積極的な努力をはらっています。

○事業主の研修

新入店員の福祉問題研究会、年少者の労働条件向上のための懇談会、働く年少者と雇用主との懇談会、店主教育の会等の開催、青少年問題研究講演会の開催、店員福祉厚生施設研究会、閉店時間研究会の開催

○主婦の研修

商店主婦のセミナー、中卒者を雇う商店主婦の講座等の開講、専門店会主婦の会を結成し研修及び親睦理解をはかる。商店主婦の会、商店主婦懇談会等の開催。

ハ、働く年少者のグループ活動の育成

最近、職場や地域社会の働く年少者のあいだに、グループを作って共同のよろこびをみいだそうとする動きが活潑になってきました。

本来年少労働者はその発達の過程からみても親しい友達を必要とする年代であり、これらのグループ活動を通じて職場生活だけからでは得られない多くのものを体得してゆくので、このようなグループ活動の健全な育成指導が望まれます。昨年度においてはこのような年少者の要望にこたえて一般社会人や事業主の「働く年少者のグループ活動の育成」がめだちました。即ち働く年少者の会の結成の促進援助、働く年少者のグループ誕生への協力、市街地における青年学級の育成運営、商店員の青年学級の開設等があげられますが、婦人少年局の調査（昭和35年6月1日）によると、全国では311の年少労働者のグループがあり、22,673人の年少者たちがその会員としてそのプログラムに参加しています。そしてこれらのグループの種類をみると、一般年少者、商店会単位、同業組合単位、職業訓練関係、労政事務所関係、公民館関係、青年会関係、YMCA関係、の各種があつて、それぞれその目的とするグループ活動をおこない、自主性をのばし、

創意、工夫の能力を發展させ、個人的、団体的責任を重んじる態度をやしない他人と協同する態度や技術を学び、正しい批判精神を育てるなど、いろいろの効果をあげています。

ニ、その他

以上のほか、年少労働者の福祉をはかるため、つぎのような各種の計画が実施されています。

○健康診断の実施

○店員アパートの建設の実施

○年少労働者福祉施設（勤労青少年ホーム働く年少者の憩の家等）の設置

○最低賃金決定のための検討。中小企業退職金共済制度の研究。

（3）年少労働者福祉員の活動状況

イ、福祉員制度の状況

一般に、中小企業における求人難の状況、推移は社会状況にもよりますが、労働条件の低さに加えて将来の身分保障（例えばのれんわけ等の制度）が戦後はなくなつたためといえましょう。そこでこのような求人難、高い離職率をくいとめるため、最近事業主側において年少労働者の福祉の増進が図られるようになってきました。中でも労働時間、休日等の労働条件の改善をはじめとして、最低賃金制、中小企業退職金制度の促進、指導集団求人の実施にともなう集団従業員教育、人間関係、保健衛生等広範囲にわたつて自主的に改善整備がはかられ、また商店連合会等の中小企業団体が春秋の旅行、慰安会等を実施したり共同宿泊施設の設置が計画実施されたりしています。

このように、中小企業団体において年少労働者の福祉が自主的にはかられ、その増進の気運が醸成されてきましたので、更にこれを育成促進するために、労働省婦人少年局では昭和33年5月に、この福祉活動の中心となつて推進役をつとめ、関係機関との連絡等に当たる「年少労働者福祉員」を都市地域の問屋連盟、商店連合会等の中小企業団体や同業種の企

業の密集している生産地の中小企業協同組合に設置するように勧奨し、着々とその実現とその活動実績とをあげています。昭和35年8月1日現在では、全国で3,888名の年少労働者福祉員の設置をみていますが、これらの年少労働者福祉員は中小企業団体等所属の団体の内部で、年少労働者のために積極的な福祉活動をすすめて種々の成果を上げています。即ち年少労働者福祉員の活動によつて、働く年少者のつどいや座談会懇談会の開催、新入店員教育講座（珠算、接客の仕方、包装の仕方、計算尺等）、新入店員歓迎会の実施、レクリエーション（野球大会、バレー、バドミントン、卓球、スキー、水泳、ピクニック、フォークダンス等）の設備の設置及び講習会、競技会等の開催、料理研究会、活け花、お茶、和洋裁、習字等の講習会の開催などを行うとともに一方、働く人の立場を理解し良い人間関係をつくり、明るい労務管理をおこなうために、新入店員の福祉問題研究会青少年問題講演会等を開催して事業主自身の研修につとめ、又商店主婦のゼミナール、中卒者を雇う商店主婦の講座、専門店主婦の会等を開催して労務管理、人間関係等の理解を深めることにつとめています。

年少労働者福祉員の業務としては、余暇の善用、保健衛生、人間関係、生活相談、教育訓練等各般にわたっていますが、その活動を、一層積極的に自主的に促進することが大切ですので、婦人少年局では、各婦人少年室主催により福祉員講習会を開催し、福祉員に対してその制度の主旨の徹底につとめています。また、年少労働者の福祉増進のために、昭和35年4月～6月までの間に婦人少年室主催により41回、室参加により26回の福祉員打合会が行われ、さらに福祉増進懇談会が同じく室主催により41回、室参加により54回にわたつて開催され、また、地域社会の協力によつて年少労働者の福祉を増進させるために福祉連絡協議会が、全国52地区に設置されていますが、第1.4半期には41回の会議がもたれて、年少者の福祉増進につとめています。

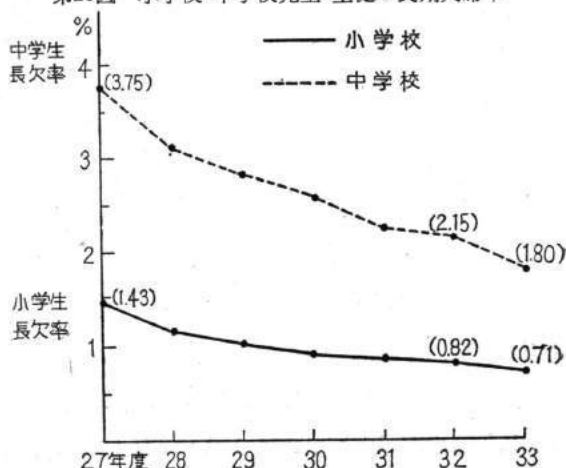
7. 義務教育課程における長欠就労児童の保護

(1) 長欠児童の概況

文部省が行なっている長期欠席児童生徒調査において長期欠席者とは四月の学年始めから、翌年3月の学年終りまでの間に連続（引続いて）または断続（出席が常でない）して50日以上学校を欠席した児童生徒をさしますが、昭和33年度の調査によると、小学校では92,276人、中学校では

89,915人を数え、全児童生徒のうち長期欠席者の占める割合（長欠率は小学校で0.70%，中学校で1.80%となっており、特に中学校の方が在籍児童生徒数に比して長期欠席者数が多く、欠席率もほぼ2.6倍近くの高率を示しています。しか

第23図 小学校・中学校児童・生徒の長期欠席率



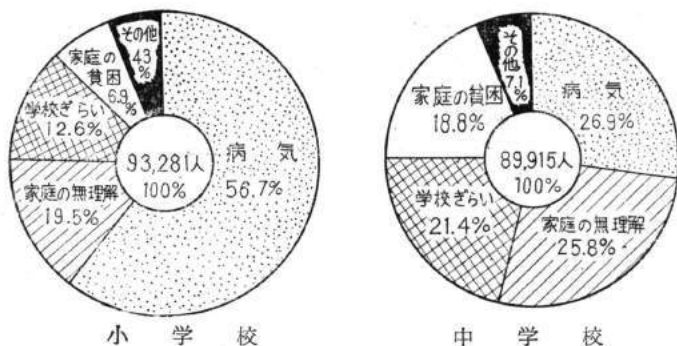
資料出所：文部省「長期欠席児童調査」33年度

し小学校、中学校とも毎年漸次減少の傾向がみられます。

長欠率が特に高いのは、小学校では徳島（1.19%）千葉（1.07%）、岩手（1.06%）、中学校では青森（3.90%）、奈良（3.67%）、岩手（3.31%）などの各県で、とくに長欠率の低いのは、長野（小0.27% 中0.42%）、新潟（小、0.31%、中、0.64%）、富山（小、0.34%、中、0.56%）などで一般に日本海側よりも太平洋岸の各県の方が長欠率が高くなっています。つぎに長期欠席者の欠席理由をみると小中学校とも「本人の病気」によるものが多く、小

学校で 51,494人（全長欠者の 56.7%），中学校で 22,511人（同 26.9%）となつています。特に中学校においては「家庭による者」による欠席者が多く，「家庭の無理解」によるものは 21,561人（同25.8%），「貧困」にもとづく欠席者は小学校 6,297人（同 6.9%）中学校に 15,686人（同18.8%）となつていますが，このうち教育扶助や生活扶助を受けている者は案外少なく，小学校で 62.4%，中学校で 45.2% となつています。また以上の調査によつて長期欠席者の欠席中の状態をみると，これらの家庭の貧困，家

第24図 長期欠席した理由は何か。



資料出：文部省「長期欠席児童調査」（昭和33年度）

庭の無理解，学校ぎらいの理由によるもののほとんどが事業所に勤務し又は家業（事）の手伝いをしていると思われ，その数は小中学校で25,352人（全長欠者の27.5%）中学校で49,612人（同58.9%）となつています。すなわち，長期欠席者のうち小学校では4人に1人，中学校では2人に1人以上の者が欠席中に家事や，家業の手伝いまたは単純な労働に従事しているわけです。

このような欠席中仕事に従事していた者のうちもつとも多いのは，小学校では留守番や子守，看病等家事の手伝いをしていた者で，25,352人のうち18,860人（74.4%）を占み，農耕，養蚕，畜産，伐木，炭焼，漁獲，水産，養殖などの単純な労務作業に従事していた者は，1,096人（4.3%）で中学校では 49,612人のうち家事の手伝いをしていた者が 26,125人（52.7

%)を占み、ついで単純な労務作業に従事していた者の10,236人(20.6%)物品の製造、加工、修理作業に従事していたもの4,055人(8.2%)物品の販売をしていた者の2,337人(4.7%)等の順になつています。年少労働者の使用は原則として禁じられているので、漸次その数は減少しているとはいえ、33年度において小学校で377人(1.5%)中学校で1,725人(6.8%)が事業場に勤務しており解消しておらないことは大きな問題といえましよう。

(2) 保 護 状 況

このような長欠就労児童、生徒の問題については、労働省をはじめ、関係当局においても昭和30年以来文部、厚生、労働の三次官通達により対策をすすめてきましたが、更に労働省婦人少年局では長欠就労児童の保護防止対策として、昭和33年6月「最低年令(15才)未満の長期欠席就労児童対策要綱」を定めて、全国の婦人少年室協助員による常時活動と積極的な保護活動に乗り出し、着々その成果をあげてきています。

本年3月末までに婦人少年室協助員が把握した長欠就労児童数は395名にのぼっていますが、そのうち中学生は378名、小学生17名となっており圧倒的に中学生が多くなっています。長期に欠席していた児童は学業も遅れているため再び就学させることは容易でなく、特に本人以外の原因で長欠就労している場合は、その指導にあたるものの心労は相像以上の困難をきわめています。長欠就労児童の就業形態としては、製造工業に働くものが最も多く、繊維工業、食品加工業、その他の製造業に働き、ほとんど補助的作業や、一般工員として働いています。ついで農林業(農耕手伝、子守、家事手伝等)商業(店員、配達、雑用)料理飲食業(出前、給仕、女中、子守、雑用)一般家庭(女中・子守)など多岐にわたっています。

8. 年少労働者と犯罪

(1) 少年犯罪の概況

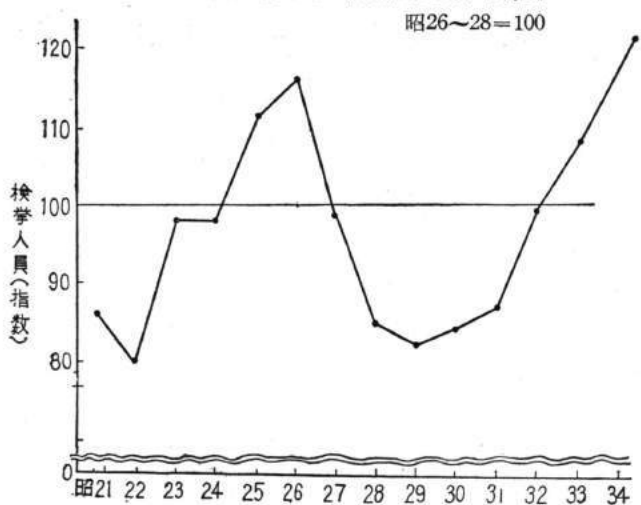
警察庁の調べによりますと、昭和21年から昭和33年までの13年間の刑法犯少年被疑者の検挙状況は、第25図の指数によつてあきらかなように昭和21年の指数86(99,389人)から22年の指数80(92,451人)に低下した以外は毎年一貫して増加の傾向を示し、昭和26年には最高の116(133,656人)という指数を記録しています。さらに、第2段階としての昭和27年以降29年までについてみると、この期間は昭和27年に99に急減してからは、昭和28年85(98,604人)昭和29年82(94,342人)と連続して急減し、昭和29年には戦後14年間のうち第13位という低い指数を示しています。ついで昭和30年以降33年までをみると、社会状態の好転とともに29年まではようやく安定するかのようにみえましたが、昭和30年には指数84(96,956人)に上昇し、再び傾向は逆転して増加を示し、特に昭和34年および昭和33年の増加はかなり著しく、昭和33年には指数108(124,379人)で、特に昭和34年には121(139,618人)という戦後最高の指数をしめています。

昭和34年の少年(14才～20才未満)が罪を犯した疑いにより(刑法犯)検挙された人員は139,618人で、その罪種では窃盗が最も多く46.1%、ついで粗暴犯29.2%、凶悪犯の5.5%、その他となつています。これらの被疑者のうち職業についているものは、66,557人で48.0%を占めていますが職業別にみますと労務者が最も多く31,813人、ついで商店等の従業員で約19,000人、勤人又は自由業は約5,000人となつています。また

この有職の少年被疑者の罪種をみますと、無職者にくらべて窃盗が少く粗暴犯、凶悪犯がやや多くなつています。

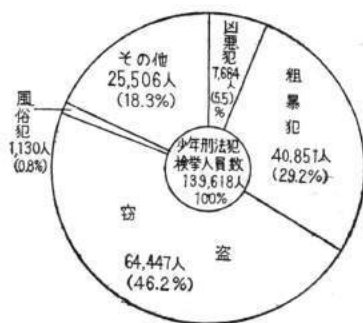
少年被疑者が全刑法犯被疑者557,073人中に占める割合は25%ですが、これを包括罪種別に少年の占める割合の高いものからみますと、最も率の

第25図 刑法犯年次別少年被疑者検挙人員推移



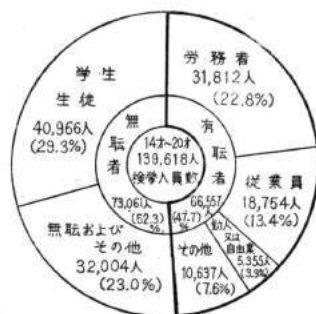
資料出所：警察庁（昭和34年）

第26図 少年犯罪者種別検挙人員数



資料出所：警察庁（昭和34年）

第27図 職業別少年犯罪（刑法犯）
検挙人員数

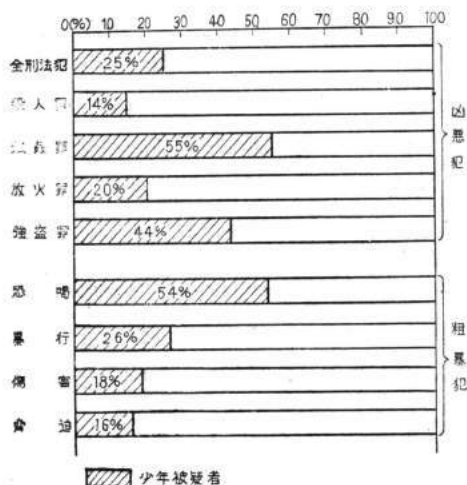


出所出所：警察庁（昭和34年）

高いのは凶悪犯で42.8%，ついで，窃盗が多く35.4%，粗暴犯が21.4%，風俗犯が10.9%となっており，前年にくらべて凶悪犯，窃盗，風俗犯ともに割合が高くなっています。さらに凶悪犯，粗暴犯について各罪種別に詳しくみ

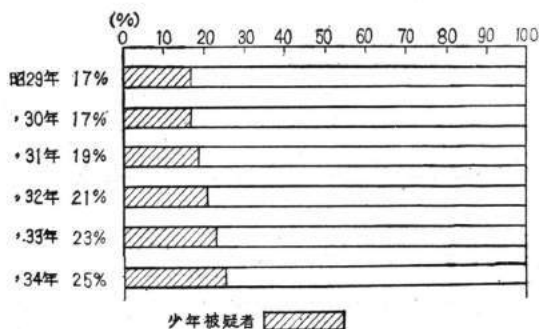
ますと、まず凶悪犯のうち殺人は14%で比較的少ないが強姦は55%で少年被疑者が過半数をしめ、強盗罪は44%でこれも少なくありません。また放火は20%でずっとと少なくなっています。一方粗暴犯をみると、恐喝が一番

第28図 犯罪種別々少年被疑者比率



資料出所：警察庁（昭和34年）

第29図 全刑法犯少年被疑者構成比率



資料出所：警察庁（昭和34年）

高い率で、54%，暴行は26%，傷害は18%，脅迫も16%を占めています。

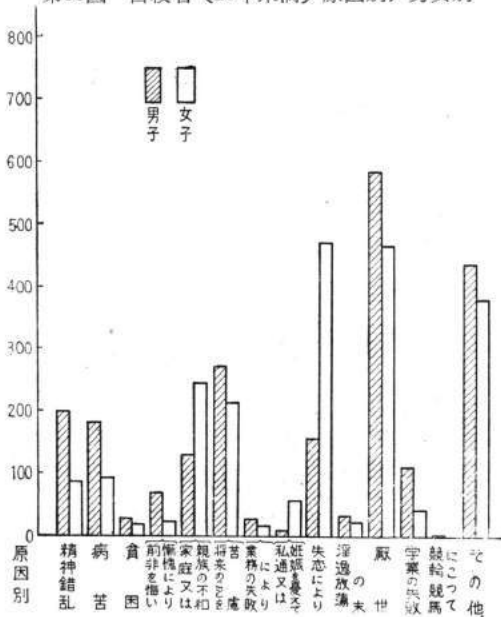
少年被疑者の全刑法犯検挙人員にしめる割合の推移をみますと、第29図に示すとおり、昭和29年、30年に17%であつたものが昭和31年には19%，昭和32年には21%，昭和34年には25%となり、6カ年間の最高を示しています。更に凶悪犯は急激な増加を示し、昭和34年には7,684人と前年よりさらに多くなっています。

(2) 自殺・家出の状況

イ、自殺について

昭和34年度における自殺者をみると、総数では31,559人（男子18,422人、女子13,137人）となつていますがこのうち20年未満のものは4,262人でそのうち男子は2,156人、女子は2,106人となつています。年少者の場合これらの自殺を原因別にみますと、第30図のように男女ともに最も多いの

第30図 自殺者（20年未満）原因別、男女別



資料出所：警察庁（昭34年）

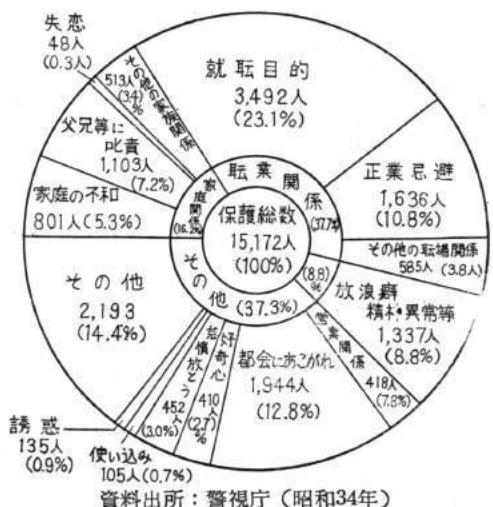
は「厭世によるもの」で、これについて「将来のことを苦慮して」が多く、つぎは「失恋によるもの」というのが目立ちます。

ロ、家出の状況

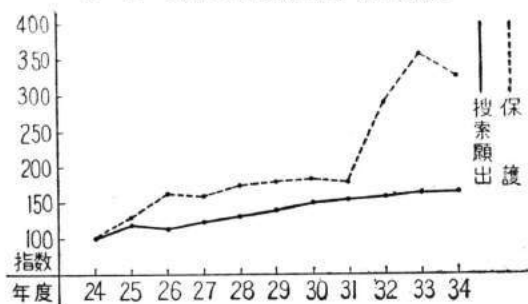
少年をふくめた家出入の搜索願出、保護状況を比較しますと、年を追って上昇の傾向を示しています。昭和34年中に警視庁が家出入の搜索願を受理した総数は12,457人（少年42％、成人58％）で、保護した家出入総数は、18,418人（少年82％、成人18％）となっており、搜索願の出ている少年の割合は30年以來増加の傾向をしめし、そのなりゆまきが懸念され、また家出少年で保護されたものは成人の7倍にも達しています。

更に家出原因を保護した少年についてみると、もつとも多いのは就（転）職目的で3,492人（23.1％）をかぞえ、ついで都会憧憬、正業忌避、父兄等の叱責、放浪癖、家庭不和などの順となっており、この順位は前年度と全く同じとなっています。

第31図 少年の家出原因



第32図 家出人（搜索保護）歴年比較



資料出所 警視庁（昭和34年）

GAa1/1

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来館



00737831